

## 配置販売業に関する改正薬事法の自己点検表

一般社団法人東京都医薬品配置協会

下記の表の該当する販売業に○印を付け、チェック欄にチェック内容を実施している場合は○印、実施していない場合は×印を記入する。チェックした日付も記入すること。  
この自己点検表は、定期的に行うものとする。(⑤区域管理者及び⑥業務を行う体制については配置販売業者がチェックして下さい。)

( 年度 ) 配置販売業者名又は区域管理者名

チェック項目	・新配置販売業者	・既存配置販売業	チェック欄(定期点検表)					
	チェック内容	チェック内容						
①陳列	・配置箱の中で、第1類、第2類、第3類医薬品をリスク区分ごとに混在させないように配置している。	・配置箱の中で、第2類、第3類医薬品をリスク区分ごとに混在させないように配置している。						
	・配置する医薬品の販売名と区分が対比できるような文書(置高表など)を添えている。	・配置する医薬品の販売名と区分が対比できるような文書(置高表など)を添えている。						
②身分証明書	・身分証明書を着用し、薬剤師、登録販売者、一般従事者の区別をしている。	・身分証明証を携帯する。						
③情報提供	・第1類医薬品は薬剤師が「書面を用いて」対面で情報提供している。(取扱がない時はチェック不要)	/						
	・第2類医薬品は薬剤師又は登録販売者が必要な情報提供を対面で行っている。(なお、顧客から情報提供不要の意思表示があれば要しない)	・第2類医薬品は配置員が必要な情報提供を対面で行っている。						
	・顧客からの相談に対して、第1類医薬品は薬剤師が、第2類、第3類医薬品は薬剤師又は登録販売者が応需している。	・顧客からの相談に対して、第2類、第3類医薬品は配置員が応需している。						
	・一般従事者に顧客から情報提供の求めや相談があった場合に、一般従事者が直ちに近隣に従事する薬剤師又は登録販売者に連絡し、速やかに薬剤師又は登録販売者が対面で情報提供している。	/						
④取扱品目	・「店舗専用」の文字を記載した医薬品以外の一般用医薬品を配置している。	・配置販売品目指定基準の範囲内の医薬品を配置している。						
⑤区域管理者	・区域管理者は常勤で、営業時間中は常時、その区域を直接管理している。(これが出来ない場合は代行者を指定してその区域を管理させている)	・区域管理者は常勤で、営業時間中は常時、その区域を直接管理している。(これが出来ない場合は代行者を指定してその区域を管理させている)						
⑥業務を行う体制	・第1類医薬品を配置販売する時間内は、常時当該区域に薬剤師が勤務している。	/						
	・第2類、第3類医薬品を配置販売する時間内は、常時当該区域に薬剤師又は登録販売者が勤務している。	/						